

令和7年10月24日

市政記者クラブ 様

名古屋市保健所生活衛生部 食品衛生課食品衛生担当 (健康福祉局) 担当：石井、中居 電話：972-2646 内線：2646

年末食品衛生対策の実施について

年末における食中毒の発生防止及び食品衛生の向上のために、11月1日から「年末食品衛生対策」を実施します。

1 実施期間

令和7年11月1日（土）から12月31日（水）まで

2 実施内容

年末にかけて、通常よりも多種多様な食品が大量に流通するとともに、宴会等で外食の機会が増えることが予想されます。このため、食中毒発生を防止するために、各区保健センター等の食品衛生監視員が食品の製造・調理・販売施設等に対する監視指導や収去検査を実施し、適切な保存温度及び適正な表示等について確認するとともに、ノロウイルス等による食中毒の発生防止について指導を行います。また、ふぐの取扱いに関する規制の周知・啓発も併せて行います。

《主な重点監視対象施設》

- ・ 年末年始食品の製造施設及び流通拠点、百貨店、スーパー等の販売施設
- ・ 宴会場、焼肉店、鶏肉料理提供施設、ふぐ料理提供施設等の飲食店